

千葉市長 鶴岡 啓一様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

個人情報の電子計算機処理について（答申）

平成20年1月29日付け19千都住整第239号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

市営住宅入居者等にかかる個人情報（暴力団員等情報）の電子計算機処理について

2 諮問に対する意見

千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）第7条第3項及び条例第10条第1項の規定に照らし、慎重に審議した結果、市営住宅入居関係事務を行ううえで当該暴力団員情報を収集し、電子計算機処理することは、事務の性質上必要不可欠であるが、入居予定者等の個人情報の保護に関し必要な措置が講じられるべきである。